

保存版 第49集 考えよう みんなの人権

福岡市人権尊重週間 12月4日～10日

発行：2020年12月1日福岡市人権尊重行事推進委員会事務局（福岡市人権啓発センター）

TEL 717-1237 FAX 724-5162

インターネットは便利だけどその書き込み、本当に大丈夫？

インターネットは簡単に利用でき、便利な一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、さまざまな問題が発生しています。使い方を間違えると、人の心を傷つけるおそれがあります。

インターネットを利用するときは、お互いの顔が見えなくても、人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。書き込み前によく考えてみましょう。

○インターネット上の人権侵害を防ぐために

- ・他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ・差別的な発言を書き込まない
- ・安易にあいまいな情報を書き込まない
- ・他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ・書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する
(政府広報オンライン「インターネットを悪用した人権侵害に注意！」より)

新型コロナウイルス感染症を理由とした心ない言動が広がっています。

不当な差別・偏見・いじめをなくしましょう～冷静な行動、助け合い、支え合いが感染症を防ぎます～
福岡市 福岡市人権啓発センター

福岡市人権尊重行事推進委員会(29団体・順不同)

- 一般社団法人福岡市保育協会 ●一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟 ●福岡市立小学校長会
- 福岡市立中学校校長会 ●福岡市立特別支援学校校長会 ●福岡市立高等学校長会
- 福岡県公立高等学校長協会 ●福岡県私学協会福岡地区支部 ●福岡市自治協議会等7区会長会
- 福岡市公民館館長会 ●福岡市PTA協議会 ●部落解放同盟福岡市協議会
- 福岡市七区男女共同参画協議会 ●福岡市民生委員児童委員協議会
- 公益社団法人福岡市老人クラブ連合会
- NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 ●公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団
- 福岡人権擁護委員協議会 ●福岡商工会議所 ●福岡市企業同和問題推進協議会 ●福岡法務局
- 福岡中央労働基準監督署 ●福岡東労働基準監督署 ●福岡中央公共職業安定所

- 福岡東公共職業安定所 ●福岡南公共職業安定所 ●福岡西公共職業安定所
- 福岡市 ●福岡市教育委員会

考えよう みんなの人権 第49集 2ページ

同和問題

同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を！

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題に関して、インターネットを使った差別的な情報の書き込み等も起こっています。

平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

同和問題に関する誤った知識や思い込みは、解決を妨げます。一人ひとりが同和問題について正しく学んでいきましょう。

同和問題に関する相談

■人権啓発センター（ココロンセンター）人権啓発相談室

月～金曜（休館日・祝休日・年末年始を除く）

午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

TEL 717-1247 FAX 724-5162

■法務局みんなの人権110番

月～金曜（祝休日・年末年始を除く）

午前8時半～午後5時15分 TEL 0570-003-110

ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

女性の人権

性別にとらわれない社会に！

性別にかかわらず、自分の意思で多様な生き方を選べるとともに、ほかの人の考え方や生き方も尊重しながら、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面で、個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくりましょう。

女性の問題に関する相談(家庭、仕事、生き方などの悩み)

■男女共同参画推進センター アミカス

総合相談 TEL 526-3788 FAX 526-3766

電話・面接（要予約）・女性相談員

午前10時～午後4時半（第2・最終火曜日、年末年始を除く）

※第2・4月曜日は午後8時まで（祝休日は午後4時半まで）

ドメスティックバイオレンス(DV)に関する相談

■配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話（祝日を除く）

月・水・木・金曜日 午前10時～午後5時

火曜日 午前10時～午後8時

TEL 711-7030 FAX 711-7030

■アミカスDV相談ダイヤル

水・木曜日 午前10時～午後4時

TEL 526-6070 FAX 526-3766

子どもの人権

すべての子どもが夢を描ける社会を！

子どもは1人ひとりが未来を創っていく、かけがえのない存在です。子どもが自分らしく、いきいきと輝き、将来に夢を描きながら心身ともに健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重し、子どもにとって最善の利益を考えながら、社会全体ですべての子どもを支えていきましょう。

子どもや家庭、虐待に関する相談

■こども総合相談センター（えがお館）

（24時間受付／年末年始を除く）

TEL 833-3000

■女の子専用電話

（午前9時～午後5時／年末年始を除く）

TEL 833-3001

■各区保健福祉センター子育て支援課

月～金曜（祝休日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

（東区）TEL 645-1082 FAX 631-1511

（博多区）TEL 419-1086 FAX 441-1455

（中央区）TEL 718-1106 FAX 771-4955

（南区）TEL 559-5195 FAX 559-5149

（城南区）TEL 833-4108 FAX 822-2133

（早良区）TEL 833-4398 FAX 831-5723

（西区）TEL 895-7098 FAX 881-5874

■児童相談所全国共通ダイヤル

TEL 189

考えよう みんなの人権 第49集 3ページ

高齢者の人権

安心して地域で暮らせる社会に！

高齢者虐待は身体的虐待だけでなく、お金を使わせない経済的虐待、暴言や無視などの心理的虐待なども含まれます。「怒鳴り声が聞こえる」など、地域で気になる人がいる場合は、相談・連絡をお願いします。

高齢者の権利擁護、虐待に関する相談

■お住まいの地域を担当する「いきいきセンターふくおか」（地域包括支援センター）

または、下記の各区地域保健福祉課へ

■各区保健福祉センター地域保健福祉課

月～金曜（祝休日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

（東 区）TEL 645-1087 FAX 631-2295

（博多区）TEL 419-1099 FAX 441-0057

（中央区）TEL 718-1110 FAX 734-1690

（南 区）TEL 559-5132 FAX 512-8811

（城南区）TEL 833-4112 FAX 822-2133

（早良区）TEL 833-4362 FAX 833-4349

（西 区）TEL 895-7078 FAX 891-9894

障がい者の人権

障がいのある人もない人も共生する社会に！

毎月12月3日から12月9日は障がい者の福祉について関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための「障がい者週間」です。

障がいに対する理解を深め、障がいのある人もない人もすべての人にとって暮らしやすいまちをつかっていきましょう。

障がい者の権利擁護・差別解消に関する相談

福岡市障がい者差別解消条例に関する相談

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

■障がい者110番（身体障害者福祉協会）

月～金曜（第2・第4木曜を除く）、午前9時～午後5時
第2・第4木曜、正午～午後8時
その他休日、年末年始は留守番電話、ファックス等で受付
TEL 738-0010 FAX 791-7687

障がい者虐待に関する通報・届け出の窓口 24時間365日対応

■専用ダイヤル TEL 711-4496
聴覚障がいのある人 FAX 738-3382

発達障がいに関する相談

■ゆうゆうセンター（発達障がい者支援センター）
月～金曜（祝休日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時
TEL 845-0040 FAX 845-0045

外国人の人権

外国人にも ”やさしい” まちに！

外国人は、日本語が不慣れな場合、地域活動の情報を得られなかったり、生活のルールや災害情報等が理解できなかつたりすることがあります。そのため、多言語での情報提供のほかに、外国人への情報提供やコミュニケーションに有効な、小学校2～3年生程度の日本語「やさしい日本語」が注目されています。

お互いの言語・文化・習慣等を知り、理解し共生していくためにも、「やさしい日本語」も活用して、地域の外国人と交流するなど、外国人にも”やさしい”まちにしましょう。

ホームページ：『福岡市 やさしい日本語』で検索

外国語対応の相談窓口 ※日本語でも相談できます

■福岡市外国人総合相談支援センター（福岡よかトピア国際交流財団 内）
月～金曜（祝休日・年末年始を除く）、午前8時45分～午後6時
対応言語：19言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語 等）
TEL 262-1799 FAX 262-2700

■本庁・各区市民相談室

月～金曜（祝休日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時
対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語 等
TEL 753-6113 ※7区役所共通外国語専用ダイヤル（通訳センター）

外国人住民との交流に関する問い合わせ

■（公財）福岡よかトピア国際交流財団

企画サポートや講師紹介等に関する問い合わせ

TEL 262-1744 ※対応日時・FAXは福岡市外国人総合相談支援センターと同じ

考えよう みんなの人権 第49集 4ページ

HIV感染者等の人権

安心して病気に立ち向かえる社会づくりを！

本年、新型コロナウイルス感染症が流行し、それに関連する不当な差別、偏見、いじめ等の問題が浮上しています。HIV感染症やハンセン病等の感染症の患者等が差別や偏見で心を痛めている状況も理解が進んでいません。もし自分や家族が病気になった時に、いわれのない差別を受けたり避けられたりしたらどんな気持ちになるか考えてみましょう。

一人ひとりが正しい知識を持ち、本人やその家族の立場を理解しましょう。

そうすることで、差別や偏見をなくし、みんなが安心して病気に立ち向かえる環境を社会全体でつくりていきましょう。

レッドリボンは、エイズへの理解と支援の象徴として使われています。

世界的な運動として、UNAIDS（国連合同エイズ計画）のシンボルマークにも採用されています。

HIV感染症・エイズに関する相談

■各区保健福祉センターエイズダイヤル

月～金曜（祝休日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

（東 区） TEL 651-8391 FAX 651-3844

（博多区） TEL 441-0023 FAX 441-0057

（中央区） TEL 712-8391 FAX 734-1690

（南 区） TEL 541-8391 FAX 541-9914

（城南区） TEL 822-8391 FAX 822-5844

（早良区） TEL 846-8391 FAX 822-5733

（西 区） TEL 891-0391 FAX 891-9894

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

TEL 711-4126（24時間対応） FAX 406-5075

外国語専用ダイヤル：TEL 687-5357（24時間対応）

※19か国語に対応します。

様々な人権

様々な人権問題について理解や認識を深める社会を！

私たちのまわりには、様々な人権問題があります。

「働く人」「性的マイノリティ」「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族」「ホームレス」「犯罪被害者等」「刑を終えて出所した人等」などの人権問題や「インターネットによる人権侵害」などです。

どの問題も当事者にとっては重大で深刻な問題であり、悩み苦しんでいる多くの人たちがいます。

様々な人権問題を理解し、お互いの人権を尊重しましょう。

様々な人権問題に関する相談

■人権啓発センター（ココロンセンター）人権啓発相談室

月～金曜（休館日・祝休日・年末年始を除く）

午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

TEL 717-1247 FAX 724-5162

■法務局みんなの人権110番

月～金曜（祝休日・年末年始を除く）

午前8時半～午後5時15分 TEL 0570-003-110

ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族

北朝鮮当局による拉致問題は、被害者の方々から、すべての自由やご家族とのかけがえのない時間を奪いました。長い年月が経過した現在も、被害者の方々は救出を待っています。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向けて、一人ひとりが関心をもち、考えていきましょう。

ブルーリボンは、拉致被害者の方々が、一日も早く帰国することを願うものです。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

性的マイノリティに関する人権問題

性の多様性を考える（性の4要素）・・・性の4つの要素から「性のありよう」をとらえる

身体性の性：戸籍に記載されている性別

性自認 自認する性：自分の性別を自分でどう思うか

性的指向 好きになる性：どういった人を好きになるか

表現する性：服装やしぐさ、言葉づかいなど

性的マイノリティに対する正しい理解と認識がまだ十分進んでいません。そのため、性的指向や性自認のことで日常生活の様々な場面で差別や偏見を受け、精神的苦痛を受けることがあります。

性の多様性を認め合い、だれもが自分らしく生き生きと輝ける社会にしていきたいと思います。

福岡市では、当事者（そのご家族を含む）を支援する各種事業を行っています。詳しくは市ホームページをご参照ください。

ホームページ：福岡市 性的マイノリティで検索

性的マイノリティに関する電話相談

■弁護士によるLGBT電話相談（相談料無料）

第2木曜日・第4土曜日 正午～午後4時 TEL 070-7655-1698

○同性愛者であることをバラすと脅されている、性自認に沿った扱いをしてほしいと会社に申し出たら退職してほしいと言われた、パートナーに財産を残したいが方法がわからない など

■性同一性障がい（性別不合）に関する相談（福岡市精神保健福祉センター）

第1・3水曜日 午前10時～午後1時（祝休日・年末年始を除く）

TEL 737-8829

○医療機関の情報を知りたい、治療について知りたい など

※LGBT・・・性的マイノリティで、性的指向のレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性自認のトランスジェンダーの頭文字をまとめたもの

ご存じですか？人権に関する法律が施行されています

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

「部落差別の解消の推進に関する法律」

福岡市人権啓発センター（愛称:ココロンセンター）

お問い合わせ TEL 717-1237 FAX 724-5162

ホームページ 福岡市人権啓発センターで検索

福岡市人権啓発センターは、人権相談のほか、研修相談、講座の開催を行っています。

■施設案内 図書・ビデオの視聴や貸出。研修室・交流室の利用など

■開館時間 午前10時～午後9時

土曜日、開館日の日曜日、12月28日は午後5時半まで

■休館日 第2・第4日曜日、祝・休日、年末年始

■所在地 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号

福岡市健康づくりサポートセンター8階（あいれふ）

法務省委託事業